

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（平成16年4月15日関係府省申合せ）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>前文</p> <p>本要綱は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）第4の4に基づく緊急時対応マニュアルとして、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等について定めるものである。</p> <p>なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づく対応を妨げないこととする。また、<u>「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」（平成20年9月10日消費者安全情報総括官会議申合せ）</u>に基づいて対応するものについては、本要綱によらないこととする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1～8 （略）</p>	<p>前文</p> <p>本要綱は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）第4の4に基づく緊急時対応マニュアルとして、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等について定めるものである。</p> <p>なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づく対応を妨げないこととする。また、<u>「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議申合せ。以下「食品危害総括官会議申合せ」という。）</u>に基づいて対応するものについては、本要綱によらないこととする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1～8 （同左）</p>
<p>[別紙] 緊急対策本部の設置について （略）</p>	<p>[別紙]（同左）</p>
<p>(参考1) (略)</p> <p>(参考2) (略)</p>	<p>(参考1) (同左)</p> <p>(参考2) (同左)</p>

食品安全委員会緊急時対応基本指針（平成16年4月15日食品安全委員会決定）一部改正による新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

(改正案)	(現行)
前文（略）	前文（同左）
1～10（略）	1～10（同左）
<p>11 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「<u>消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱</u>」（平成20年9月10日消費者安全情報総括官会議申合せ）及び「<u>消費者の安全に関する緊急時対応実施要綱</u>」（平成20年9月10日消費者安全情報総括官会議幹事会申合せ）に基づく対応については、本指針に準じて実施する。</p> <p>この場合において、</p> <p>① 本指針中「リスク管理機関」とあるのは「<u>消費者安全情報総括官が置かれる関係府省</u>」と、「事務局長」とあるのは「<u>消費者安全情報総括官</u>」と読み替えるとともに、2中において「<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課</u>」とあるのは「<u>厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室又は医薬食品局食品安全部企画情報課</u>」及び「<u>環境省水・大気環境局土壌環境課</u>」とあるのは「<u>内閣府国民生活局消費者安全課</u>」、「<u>文部科学省大臣官房総務課</u>」と、5中において「<u>食品リスク情報関係府省担当者会議の定期的な開催、電子メールの活用等</u>」とあるのは「<u>電子メールの活用等</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>② 連絡要領については、本指針の3にかかわらず以下に定めるところによる。</p> <p>ア 情報・緊急時対応課は、自ら重要事案にかかる情報を認知し、又は関係府省から重要事案にかかる情報の通報を受けた場合には、速やかに<u>消費者安全情報総括官</u>（<u>消費者安全情報総括官</u>と連絡がとれない場合には、事務局次長とする。以下同じ。）に第一報を連絡することとする。</p>	<p>11 その他</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「<u>食品による危害に関する緊急時対応基本要綱</u>」（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議申合せ）及び「<u>食品による危害に関する緊急時対応実施要綱</u>」（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議幹事会申合せ）に基づく対応については、本指針に準じて実施する。</p> <p>この場合において、</p> <p>① 本指針中「リスク管理機関」とあるのは「<u>食品危害情報総括官が置かれる関係府省</u>」と、「事務局長」とあるのは「<u>食品危害情報総括官</u>」と読み替えるとともに、2中において「<u>環境省水・大気環境局土壌環境課</u>」とあるのは「<u>内閣府国民生活局消費者安全課</u>」及び「<u>文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課</u>」と、5中において「<u>食品リスク情報関係府省担当者会議の定期的な開催、電子メールの活用等</u>」とあるのは「<u>電子メールの活用等</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>② 連絡要領については、本指針の3に関わらず以下に定めるところによる。</p> <p>ア 情報・緊急時対応課は、自ら重要事案にかかる情報を認知し、又は関係府省から重要事案にかかる情報の通報を受けた場合には、速やかに<u>食品危害情報総括官</u>（<u>食品危害情報総括官</u>と連絡がとれない場合には、事務局次長とする。以下同じ。）に第一報を連絡することとする。</p>

イ 消費者安全情報総括官は、情報・緊急時対応課からの連絡を受けた後、速やかに委員長(委員長と連絡がとれない場合には、委員長代理とする。以下同じ。)及び食品安全担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。)に報告を行うこととする。

ウ 委員長は、消費者安全情報総括官からの報告を受け、委員会が自ら認知した重要事案が「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」の2で定める緊急事態に該当すると判断する場合には、消費者安全情報総括官に対し、必要に応じ、内閣総理大臣及び官房長官に対する報告、臨時消費者安全情報総括官会議の開催の要請、その他必要な事項について指示することとする。

エ 消費者安全情報総括官は、委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。

また、消費者安全情報総括官は、情報・緊急時対応課による情報の継続的な収集及び連絡、又は第一次参集要員等の職員の参集若しくは待機等についての必要性を適切に判断し、速やかにこれを指示することとする。

オ なお、委員会が自ら重要事案に係る情報を認知した場合の連絡は以下のとおり行う。

(ア) 緊急事態としての対応が必要であると考えられる重要事案については、「消費者の安全に関する緊急時対応実施要綱」で定める様式1(以下「様式1」という)を用いて電子メール又はFAXによる通報と併せて電話により口頭で、情報連絡窓口を通じて、国民生活局長にその旨を伝え、必要に応じ臨時消費者安全情報総括官会議の開催を求めるとともに、他の消費者安全情報総括官に通報する。

(イ) その他の重要事案については、様式1を用いて電子メール又はFAXにより通報するとともに電話により口頭で内閣府国民生活局に情報提供する。

イ 食品危害情報総括官は、情報・緊急時対応課からの連絡を受けた後、速やかに委員長(委員長と連絡がとれない場合には、委員長代理とする。以下同じ。)及び食品安全担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。)に報告を行うこととする。

ウ 委員長は、食品危害情報総括官からの報告を受け、委員会が自ら認知した重要事案が「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」の2で定める緊急事態に該当すると判断する場合には、食品危害情報総括官に対し、必要に応じ、内閣総理大臣及び官房長官に対する報告、臨時食品危害情報総括官会議の開催の要請、その他必要な事項について指示することとする。

エ 食品危害情報総括官は、委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。

また、食品危害情報総括官は、情報・緊急時対応課による情報の継続的な収集及び連絡、又は第一次参集要員等の職員の参集若しくは待機等についての必要性を適切に判断し、速やかにこれを指示することとする。

オ なお、委員会が自ら重要事案に係る情報を認知した場合の連絡は以下のとおり行う。

(ア) 緊急事態としての対応が必要であると考えられる重要事案については、「食品による危害に関する緊急時対応実施要綱」で定める様式1(以下「様式1」という)を用いて電子メール又はFAXによる通報と併せて電話により口頭で、情報連絡窓口を通じて、国民生活局長にその旨を伝え、必要に応じ臨時食品危害情報総括官会議の開催を求めるとともに、他の食品危害情報総括官に通報する。

(イ) その他の重要事案については、様式1を用いて電子メール又はFAXにより通報するとともに電話により口頭で内閣府国民生活局に情報提供する。

食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（平成17年4月21日関係府省申合せ）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
前文（略）	（同左）
1 食中毒等が発生した場合における緊急時対応の実施方針（略）	1 （同左）
2 情報連絡体制の整備（略）	2 （同左）
3 情報の収集等 （略） （1）情報の収集、整理及び分析（略）	3 情報の収集等 （同左） （1）（同左）
（2）情報の共有等 ① 委員会及びリスク管理機関は、収集、整理及び分析を行った食品危害情報について、それぞれの情報連絡窓口を通じて、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。その際には「 <u>消費者の安全に関する緊急時対応実施要綱</u> 」（平成20年9月10日消費者安全情報総括官会議幹事会申合せ）様式1「 <u>消費者被害情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官情報共有シート</u> 」等も活用する。 なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、平時から、各府省内における他課室及び関係機関並びに関係省庁とも密接に情報交換を行っておくこととする。 ②～⑤（略） （3）情報の提供等（略）	（2）情報の共有等 ① 委員会及びリスク管理機関は、収集、整理及び分析を行った食品危害情報について、それぞれの情報連絡窓口を通じて、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。その際には「 <u>食品による危害に関する緊急時対応実施要綱</u> 」（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議幹事会申合せ）様式1「 <u>食品危害情報の通報受付シート兼食品危害情報総括官情報共有シート</u> 」等も活用する。 なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、平時から、各府省内における他課室及び関係機関並びに関係省庁とも密接に情報交換を行っておくこととする。 ②～⑤（略） （3）情報の提供等（略）
4～10（略）	4～10（同左）
（参考）（略）	（参考）（同左）

食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成17年4月21日食品安全委員会決定）一部改正による新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

(改正案)	(現行)
前文（略）	前文（同左）
I 平時からの対応（略）	I 平時からの対応（同左）
<p>II 初動対応</p> <p>1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理</p> <p>（1）委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「<u>消費者被害情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官情報共有シート</u>」（別紙様式1）により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。</p> <p>（2）（略）</p> <p>-----</p> <p>2～5（略）</p>	<p>II 初動対応</p> <p>1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理</p> <p>（1）委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「<u>食品危害情報の通報受付シート兼食品危害情報総括官情報共有シート</u>」（別紙様式1）により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。</p> <p>（2）（同左）</p> <p>-----</p> <p>2～5（同左）</p>
III 対応策の実施（略）	III 対応策の実施（同左）
IV その他（略）	IV その他（同左）

(改正案)

様式 1

消費者被害情報の通報受付シート 兼 消費者安全情報総括官情報共有シート

通報日時	平成 年 月 日 ( ) ( 時 分 )		
連絡窓口担当者	所 属		
	氏 名		
受 付 者	連 絡 先	TEL ( - - )	
	所 属		
通 報 者	氏 名		
	連 絡 先	TEL ( - - )	
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	所 属		
	氏 名		
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	連 絡 先	TEL ( - - )	
	発 生 日 時	平成 年 月 日 ( ) ( 時 分 )	
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	発 生 場 所		
	患者数・死者数		
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	原因食品・製品・施設	(推定・確定)	
	(食品の場合) 病因物質		
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	発 生 状 況 及 び 被害の内容		
	措 置 状 況		
緊 急 度	高い	不明	高くない
備 考			

(注) 論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入手すること。

(注) 緊急度は、緊急に政府全体として幅広く取り組む必要性について、被害の拡大の観点や社会的な関心の動向等から記入すること。

(別紙様式 2) (略)

(別添 1～4) (略)

(参考 1～2) (略)

(現行)

様式 1

食品危害情報の通報受付シート 兼 食品危害情報総括官情報共有シート

通報日時	平成 年 月 日 ( ) ( 時 分 )		
連絡窓口担当者	所 属		
	氏 名		
受 付 者	連 絡 先	TEL ( - - )	
	所 属		
通 報 者	氏 名		
	連 絡 先	TEL ( - - )	
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	所 属		
	氏 名		
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	連 絡 先	TEL ( - - )	
	発 生 日 時	平成 年 月 日 ( ) ( 時 分 )	
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	発 生 場 所		
	患者数・死者数		
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	原因食品	(推定・確定)	
	病 因 物 質		
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	発 生 状 況 及 び 危害の内容		
	措 置 状 況		
緊 急 度	高い	不明	高くない
備 考			

(注) 論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入手すること。

(注) 緊急度は、緊急に政府全体として幅広く取り組む必要性について、被害の拡大の観点や社会的な関心の動向等から記入すること。

(別紙様式 2) (同左)

(別添 1～4) (同左)

(参考 1～2) (同左)